

いうことについて御見解をお聞きしたいと思
います。

○堤政府参考人 介護保険法におきます要介護認
定でございますけれども、これは障害や機能の状
況を直接判断するというのではなくて、介護保険
法の目的に照らしみると、どの程度の介護サービ
スを提供するか、どれぐらいの量の介護サービス
を提供するかを判断するために介護の手間のかか
りぐあいを判定する、こういう考え方に立ってお
ります。

他方、身体障害者福祉法の障害認定、身障手帳
の交付のための認定でございますけれども、これ
は継続する機能障害の程度と機能障害による日
常生活活動の制限の度合いを直接判定するとい
うことで、その判定の見方が違うわけでござい
ます。

したがって、例えば障害の非常に重い障害一級
というふうな認定を受けておられる方でも、要介
護認定では重く出ない、あるいは場合によれば自
立に出るといったようなこともあり得るわけで
ございまして、両方の認定制度は、その判断基準
が異なっております。

○福島分科員 ただいまの御説明では、両者の認
定というのは異なっているんだという考え方が
示されたと思うんですが、関連しまして、所得税
法上の障害者控除というものがあられるわけで
ございまして、障害者控除または障害者特別控除につきま
しては、所得税法の施行令におきましては、第十
条の七号でございまして「精神又は身体
に障害のある年齢六十五歳以上の者で、その障害
の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるも
のとして市町村長又は特別区の区長の認定を受け
ている者」という条項によりまして、準ずるもの
として認定ができるというふうな規定があるわけ
でございます。

これに対してでございますが、これに基づいて、
例えば長岡市ですとか上越市、こういった自治体
におきましては、要介護認定が「または二の者は
障害者控除の認定、そしてまた要介護の三、四、
五の者は障害者特別控除の認定」ということを一
律

に行っているという報道があるわけでございま
す。こうした市町村長の認定、一律に要介護認定
と障害者控除を結びつけるというところについて、
厚生労働省としてはどのようにお考えでござい
しょうか。

○堤政府参考人 税法の障害者控除の対象として
適当かどうかということをお私ども直接お答えす
る立場にはございませぬけれども、要介護認定と障
害認定と両方所管しております立場から申し上げ
ますと、介護認定は、先ほど申し上げましたよう
に、介護の手間のかかりぐあいでございまして
で、要介護認定で五だから障害の認定が一にな
る、二になるというふうに一律に当てはめるとい
うことはできない、困難ではないかと思ってお
ります。

○福島分科員 この点につきましては、本日は国
税庁にもお越しいただいておりますが、国税庁に
確認をさせていただいたんですが、これは赤旗
の三月十日の記事でございまして「障害
者控除を適用 国税庁が認める」というぐあいに
大きく見出しで書かれておりまして、国税庁の担
当者から、要介護認定者が障害者控除の対象にな
ることはほぼ一致する、限りなく近いものだとい
う見解を示し、そして国税庁は要介護認定者は障
害者控除できるという認識を示したということが
報道されているわけでございまして。この点につ
いて、国税庁としてそのような認識をお示しにな
ったのか、またこの問題についてどのようにお考
えか、お聞かせいただきたいと思います。

○村上政府参考人 お答えいたします。
先ほど先生から御説明ございましたように、所
得税法上、障害者控除の対象となる障害者は、所
得税法施行令第十条第一項に限定的に列記され
ております。一々繰り返しますが、先ほど先生か
ら御説明ございましたように、六十五歳以上の方
で要認定、これらの方が含まれるのは法律に書い
てあるとおりであります。

なお、介護保険法の要介護認定を受けている方
につきましては、特にそういう規定はございま

せん。所得税法施行令にございせん。したがいま
して、所得税法上の障害者に該当しない場合に
は、介護保険法の要介護認定があっても障害者控
除の対象とすることはできないというところは法律
上明らかなだと思っております。

今、赤旗の報道のお話でございましたが、そう
いう報道があったことは承知しておりますが、恐
らくこの報道は、こちらの発言を何か取り違え
て、誤解されて報道されたものではないかと思わ
れます。先ほど申し上げましたように、所得税法
上の障害者に該当しない場合には、介護保険法の
要介護認定があっても障害者控除の対象とするこ
とができないのですから、報道のようなことを御
説明することはあり得ないと思っております。

○福島分科員 ただいま明快に御答弁があったわ
けでございまして、私が申し上げておりますの
は、公平という観点から、要介護認定を受けられ
た方、さまざまな障害の方がおられるわけでござ
います。この障害者控除の認定に当たりますと、この
施行令の判断というのは、個々の事例に即して、
準ずるといふことを市町村長が認定する、個々を
別々にきちっと判断をするんだということが非常
に大切な要素だと思っております。それを、一律に、
機械的にやるといふことは、個々のケースに即し
ていへばかえって不公平になる場合も出てくる。
どうして私の方が軽い、あなたの方が重いとい
うようなことも出てくるのではないとは言えな
いわけでございまして、各自自治体における適切
な取り組みが必要であらう、私どもはそのように
思っております。

そしてまた、この障害者控除の問題だけでござ
いませんで、控除ということに關していへば、今
税制改革の議論がございまして、公明党は
一貫して、従来より、医療控除ならば介護控除と
いうものをつくるべきであると。高齢者の方に一
律に保険料をお願いたしておる、その中で介護
サービスを受ける場合には、一定の自己負担とい
うものが必要なわけでございまして。そうしたも
のを軽減するためにも、介護控除という、現在は非

常に限定された形でしか税務当局から認められて
おりませぬけれども、それを拡充した形で創設す
べきである、そのように主張いたしております
が、厚生労働省としてどのようにお考えか、お聞
かせいただきたいと思います。

○堤政府参考人 介護費用に關します控除は、今
先生のお話にございましたように、医療費控除の
中で一部認められているという現状でございま
す。

平成十四年度の税制改正要綱におきましても、
現在対象となっていない費用も含めて、介護費用
の控除の創設を要望したわけでございまして、特
に、これはすぐは認められないということで、特
にその中で喫緊の課題でありましたおむつ代の医
療費控除の単純化というところだけが認め
られたということでございまして。

この介護費用控除の創設につきましては、他の
人的控除との関係など、いろいろ制度全体にか
かわる課題でございまして、要介護者の負担
の観点から重要な課題であると認識しております
ので、引き続き十分検討してまいりたいと思っ
ております。

○福島分科員 私どもも、しっかりと取り組んで
まいりたいと思っております。
続きまして、ポリオの生ワクチンのことにつ
いて御質問いたします。

答弁の終わられました参考人の方は、もう退席
されて結構でございます。ありがとうございます。
これは、国立感染症研究所のホームページ、病
原微生物検出情報の報道でございまして、ワクチ
ン接種見からの接種感染が確認された成人のポリ
オ麻痺事例、これは宮崎県のものでございま
す。二〇〇〇年五月二十五日、宮崎市保健所に
急性弛緩性麻痺(Acute Flaccid Paralysis)患者の
発生届があり、「ポリオ根絶証明のためのポリ
オ様疾患患者発生動向調査」に基づき調査を
行った結果、ポリオワクチンを接種した子供(次